

## 老人保健施設母恋 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人母恋が開設する老人保健施設母恋（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション及び予防介護訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供について、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 母恋
- (2) 開設年月日 平成8年7月1日
- (3) 所在地 〒051-0005 北海道室蘭市新富町1丁目5番13号
- (4) 電話番号 0143-25-2121 FAX番号0143-25-2855
- (5) 管理者名 西野 共子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0153580030号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者（医師）	1人
(2)	看護職員	10人
(3)	介護職員（兼務含む）	42人
(4)	支援相談員	3人
(5)	理学療法士・作業療法士など	
	・理学療法士	4人
	・作業療法士	1人
	・言語聴覚士	1人
(6)	管理栄養士	2人
(7)	介護支援専門員	2人
(8)	薬剤師（兼務）	1人
(9)	事務職員	3人
(10)	運転手	2人
(11)	その他	3人

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は地域包括支援センター及び居宅の介護支援専門員と協働し、在宅支援を行う。
- (9) 事務職員は、施設運営に必要な業務に従事する。
- (10) 運転手は車輛の安全点検及び走行に際し、安全第一に利用者の送迎にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日、特別休日を除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時

(利用定員)

第8条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用定員数は、

適当数とする。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第9条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) その他の費用が生じた場合は、実費負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

室蘭市、及び室蘭市に隣接する登別市の一部とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用に当たっての留意事項については、パンフレット「老人保健施設母恋 施設利用のご案内」にて周知する。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は別に定める社会医療法人母恋の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- 2 サービスの利用により事故が発生した場合には、速やかに関係機関、家族などに連絡するとともに必要な措置を講じる。

- 3 前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 4 サービス提供により施設の責に帰すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第 18 条 利用者に対診が必要と認める場合、施設医師の医学的判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する。

- 2 心身の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(要望又は苦情などへの対応)

第 19 条 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員や事務長が受けて対応する。

(守秘義務)

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は罰則を科するものとする。

(虐待防止等)

第 21 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 法に定められた事項以外の広告をしない。

- 4 適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人母恋運営会議の承認を得て施設長が定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、令和3年10月1日より施行する。

令和5年11月1日一部改正 同日より施行する。

令和6年1月1日一部改正 同日より施行する。